

冷凍空調技士規程

	昭和31年 6月13日	在京理事会にて決定
昭和33年 7月16日	定例理事会にて冷凍技術士を冷凍技士に替えることに決定	
昭和37年 5月25日	定例理事会にて冷凍技士を冷凍空調技士に替えることに決定	
	昭和40年12月17日	常務理事会にて一部改正決定
	昭和41年 9月22日	常務理事会にて一部改正決定
	昭和48年 7月26日	常務理事会にて一部改正決定
	平成 9年 4月25日	常務理事会にて一部改正決定
	平成13年10月23日	常務理事会にて一部改正決定
	平成23年 7月29日	常務理事会にて一部改正決定

(目的)

第1条 この規程は冷凍・冷蔵・空気調和その他低温、高温発生用機器ならびにこれらに係わる装置等の研究、開発、設計、製造、管理、調査、鑑定、教育等のそれらの関連業務に従事する技術者に所定の資格を与えて、その技術の向上を図ると共にその設計、工作、施工等の不備に起因する性能の低下および災害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 冷凍空調技士とは公益社団法人日本冷凍空調学会（以下 本学会 と称す）の名誉会員、特別会員、第2種正会員であつて、第3条による冷凍空調技士としての資格を得た者をいう。

(資格取得・登録)

第3条 本学会が第6条の規定により施行する冷凍空調技士資格検定に合格し、別に定める登録手数料を納付することにより本学会会長がその資格を認証し、登録する。

(資格の喪失と復活)

- 第4条
1. 冷凍空調技士が本学会の名誉会員、特別会員、第2種正会員の資格を失ったときは冷凍空調技士の資格を失う。
 2. 冷凍空調技士がその任務に反する行為をしたときは、本学会は常務理事会の決議に基づき戒告を与えまたは資格を取消することができる。
 3. 冷凍空調技士で資格を喪失した者が細則に定める手続きをした場合、資格を復活、再登録することができる。

(受験資格)

- 第5条
1. 次の各項目のいずれかに該当する者は第一種資格検定試験を受けることができる。ただし、経験年数は受験年度の3月末日の時点とする。
 - 1) 第1条に掲げる業務に関する経験（以下 実務経験 と称す）または高圧ガス保安法に規定した冷凍設備を使用する高圧ガスの製造に係わる経験が通算2年以上になる者であつて学校教育法による大学、短期大学または高等専門学校において工学または理学を修めて卒業した者、またはこれと同等以上の学力を有する者。
 - 2) 通算3年以上の実務経験を有する第二種冷凍空調技士。
 - 3) 工業高校卒業後、通算3年以上の実務経験を有する者。
 - 4) 実務経験が通算4年以上になる者で、学歴を問わない。
 - 5) (社)日本冷凍空調学会通信教育を別に定める優秀な成績で修了し、通算2年以上の実務経験を有する者。
 2. 次の項目に該当する者は第二種資格検定試験を受けることができる。
 - 1) 学歴と実務経験は問わない。ただし、合格者が認証されるときは、通算2年以上の実務経験が必要。

(資格の検定)

第 6 条 冷凍空調技士の資格検定試験は、第 1 条に掲げる業務を行うに必要な専門技術およびその応用能力を有することを判定するを目的とし、その程度により次の二種とし、細則に定める試験科目につき、毎年 1 回以上行う。

第一種資格検定試験

第二種資格検定試験

(任 務)

第 7 条 冷凍空調技士は、その学識と実務経験に基づき、第 1 条に掲げる業務を誠実かつ適正に行なわなければならない。

(冷凍空調技士考査委員会)

第 8 条 1. 第 6 条に定める資格の検定に関する事項を処理するために、冷凍空調技士考査委員会（以下 考査委員会 と称す）を設置する。

2. 委員長は常務理事会の議を経て、会長が委嘱する。委員長は会務を主宰する。

3. 必要ある場合は、委員長は副委員長を選考し、常務理事会の議を経て会長が委嘱する。委員長が事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

4. 考査委員会は委員長を含めて 15 名以内の委員をもって組織し、委員は学識経験者のうちから会長が委嘱する。

5. 考査委員会の委員の任期は 2 年とする。本委員は再任を妨げない。

冷凍空調技士規程細則

昭和40年12月17日	常務理事会にて改正決定
昭和41年9月22日	常務理事会にて一部改正決定
昭和44年3月31日	常務理事会にて一部改正決定
昭和49年10月24日	常務理事会にて一部改正決定
昭和52年9月22日	常務理事会にて一部改正決定
平成元年10月13日	常務理事会にて一部改正決定
平成9年4月25日	常務理事会にて一部改正決定
平成13年10月23日	常務理事会にて一部改正決定
平成24年4月20日	常務理事会にて一部改正決定

(検定試験および登録)

- 第1条 1. 冷凍空調技士検定試験科目は次の通りとする。
- イ. 理論 ロ. 技術
2. 冷凍空調技士検定試験を受けようとする者は、冷凍空調技士考査委員会（以下考査委員会と称す）の定める書類に手数料10,000円を添えて規定の日までに、公益社団法人日本冷凍空調学会（以下本学会と称す）へ申請しなければならない。
3. 冷凍空調技士規程第5条にいう実務経験とは、規程第1条の冷凍・冷蔵・空調調和其他低温、高温発生用機器ならびにこれらに係わる装置等の開発、設計、製造、管理、調査、鑑定、ならびに教育等のそれらの関連業務に従事することをいう。ただし、単なる技術補助者、作業者としての経験、庶務会計等の事務に関する経験は含まないものとする。
4. 考査委員会は受験者に対し規程第5条に定める受験資格の査定ならびに規程第6条の資格検定試験を行う。
5. 冷凍空調技士の検定試験を受けるに必要な事項は、前もって本学会誌等に告示する。
6. 規程第3条に定める登録手数料は次の通りとする。
- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 第一種 | 7,000円 | 第二種 | 5,000円 |
|-----|--------|-----|--------|
7. 検定試験に合格した者は、合格発表後3年以内に登録手続きをしなければ資格の認証、登録の権利を失う。

(受験資格)

- 第2条 1. 規程第5条 1.5)の(社)日本冷凍空調学会通信教育を別に定める優秀な成績は、採点平均が95点（小数点以下四捨五入）以上とする。

(資格復活と再登録)

- 第3条 1. 規程第4条により冷凍空調技士の資格を喪失した者が、資格喪失後5年以内に第2種正会員の入会手続きをした場合、再登録料手数料20,000円を支払い、常務理事会の審議を経ることによりその資格を復活できる。

(冷凍空調技士考査委員会)

- 第4条 1. 冷凍空調技士の検定試験を議する委員会は委員の5分の3以上の出席がなければならない。
2. 考査委員会は、冷凍空調技士の検定試験の実務を、冷凍空調技士試験分科会に委嘱することができる。